

ご存じですか？

# 国民年金保険料免除制度

前年度の所得が一定基準以下の場合、保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。いずれの場合も申請が必要となります。

## 1 申請免除(全額・一部)

○申請免除の対象となる方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。申請の免除は4段階で左表のとおりです。

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※本人、配偶者、世帯主それぞれが基準に該当していることが必要です。  
※全額免除以外は社会保険料控除等の額によって変わります。  
※若年者納付猶予については全額免除の基準になります。

## 2 若年者納付猶予

○納付猶予の対象となる方

30歳未満の方で「申請者本人」、「申請者の配偶者」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

○申請免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

○全額免除・若年者納付猶予は継続申請ができます。

申請時にあらかじめ申請書に継続希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされ審査されます。

## 3 学生納付特例

学生本人の前年所得が118万円以下である場合、納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。申請は毎年必要です。



○申請手続きに必要なもの  
・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの  
・認印(本人署名の場合は不要)

・失業などを理由とするときには、「雇用保険受給資格者証」等の写し  
・学生納付特例は、平成24年度有効の学生証の写し

○追納について

免除を受けた期間の保険料は10年以内なら後から納めること(追納)ができます。追納することによって老齢基礎年金の年金額を満額に近づけられます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算額が付きましますので、早めの追納をおすすめします。

○問い合わせ

町民課 ☎内線247

## 8月から 高齢者の医療証を更新

### 国民健康保険 高齢受給者証

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に交付される「高齢受給者証」は、毎年8月に新しい受給者証に更新されます。前年の所得に応じて負担割合を判定し、該当する全ての方に、7月中旬に新しい受給者証を送付していますので、お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。

### 後期高齢者医療 被保険者証の更新

8月1日から75歳以上の方の「後期高齢者医療被保険者証」が、新しくなります。現在お使いの保険証(水色)の有効期限は7月31日までです。8月1日以降にお使いいただく新しい保険証(だいだい色)は7月中旬に書留で郵送します。8月1日を過ぎても保険証が届かない場合には、町にお問い合わせください。

いずれも、更新前の受給者証・保険証は、8月1日以降に役場または国府支所へご返却いただくか、個人情報にご注意の上ご自身で破棄をお願いします。

○問い合わせ

町民課 ☎内線274・275

## 日本赤十字社資金 ありがたひびざりました

4月に、各地区の日赤協賛員(区長)を通じて、各家庭に日赤社資金をお願ひし、296万2,605円の募金が集まりました。皆様方の温かいご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

○問い合わせ

日本赤十字社神奈川県支部 大磯町分區(福祉課内) ☎内線314